

緊急財政支援円借款の導入

1. 背景と目的

世界的な金融・経済危機の下、税収減等により、必要とされる内需拡大政策の実施が困難となっている途上国に対し、国際開発金融機関による開発援助のための財政支援と連携するなどして、時限措置として特別なタイプのプログラム・ローン（「緊急財政支援円借款」）を供与することにより、必要な経済政策の実施に要する資金の供給を行う。これにより、アジアを中心とする開発途上国の経済成長を支援し、以って世界経済を下支えする。

なお、本円借款については、臨時かつ異例の対応であり、緊急性をもって迅速に対応する必要があることから、通常の日借款の検討プロセスとは切離し、ファスト・トラックで対応する。

2. 供与要件

- (1) 平成 24 年 3 月末までの時限措置とする。
- (2) 世界的な金融・経済危機の下、税収減等により、必要とされる内需拡大政策の実施が困難となっていること。
- (3) 原則として世銀その他の国際開発金融機関による開発政策借款等のプログラムが実施中または承認予定であること。

3. 供与条件

- (1) 金利：変動金利（円 LIBOR¹（6 ヶ月））
- (2) 償還期間：15 年（据置期間 3 年を含む）

（以上）

¹ ロンドン銀行間取引金利